

	業所へ助けを求める電話をかけたことで、区ワーカーと介入。緊急一時保護として、1週間短期入所を利用。その後、後見人をつける。日常的に区ワーカーと連携を取っており、通報の必要性はなかった。
【事例1-1-17】	60代・男性・知的障害 二世帯住宅で実姉家族と同居していた。住宅ローンとして1か月6～7万円、その他に姉夫婦から、物品、父の葬儀代等について請求あり、カードローンを繰り返していた。また、姉の暴言が日常的に繰り返され、自宅に帰りたくないと訴えることが多かった。ハローワークからの相談で以前より行政も把握している。本人精神不安定から自己退職し、ローンの支払いが更に難しくなり、法テラスへ相談し、債務整理、姉夫婦との調整を依頼。姉夫婦の暴言が激しくなったため、GHで保護。虐待ケースとして市に受理された。
【事例1-1-18】	20代・女性・知的障害 4歳年下の妹が幼子を連れて戻り、両親2人の年金収入では生活費に困り、本人の意志に反して入所施設から退所させる。父親が亡くなってからは、妹の主張だけが通るようになる。母、妹ともに障害年金の搾取は認めている。入所施設を出て、通所先を探している時の相談で発覚。現在は本人の居場所作り(通所先の確保)をしている。市に通報済み。
VI その他の虐待	
	今回の類型に分けられない特徴的な虐待案件。虐待として扱うかどうかについては、議論の余地がある事例も少なくない。
【事例1-1-19】	40代・女性・知的障害 (自身の)高校生の子どものからの身体的虐待。本人が作業所に通うことで子どもがいじめを受けるとの理由。相談支援から通報。家族との話し合いの機会設定、一時保護等の対応をするも、現在も暴力がある。
【事例1-1-20】	30代・女性・知的障害 父からの性的虐待。母、祖母は長期入院中。ワーカー訪問時に発覚して通報。父は罪悪感あるが、本人は嫌そうではない。家を出たくないとのことで、訪問回数を増やして見守り。改善しないため支援センターに緊急避難後、グループホーム入所。
【事例1-1-21】	20代・女性・知的障害 夫からの暴力。就労支援センターに本人から相談があり、市と連携してグループホーム利用にして匿う。夫には居場所を教えていない。
【事例1-1-22】	20代・男性・知的障害 兄に殴られる。詐病(疑い)で救急車を頻繁に呼ぶ等、本人の精神状態の不安定さが目立つ。母と救急車を呼ぶ、呼ばないで口論になり、仲裁に入った兄に殴られる。短期入所と精神科への通院等介助の利用調整。短期入所は詐病が続き利用停止。生活介護を検討。
VII 虐待者への福祉的な支援が主体の児童虐待(児相ケース)	
	被虐待者への支援は児童相談所等であるが、虐待者である養護者への福祉的な支援が重視された事例。虐待防止センターに通報されたケースもある。
【事例1-1-23】	小学生・男性・知的障害 身体的虐待(ハサミで切ったような痕、アザ等)。特別支援学校も休みがち。放課後等デイ

から虐待防止センターへ通報。関係機関で協議後、母親と個人面談予定。

【事例1-1-24】 小学生・男性・知的障害・身体障害・高次脳機能障害
母・姉と同居。首筋に引っかき傷があり学校から市に報告。行動障害を抑える際にできたものとして母は虐待扱いされたことに抗議。就学前から関わる支援センターが仲裁し、母の精神状態の安定を主とした家庭支援を実施。学校の態度も次第に軟化し関係改善。

【事例1-1-25】 10代・女性・知的障害・発達障害
父母と同居(父はほとんど関わりなし)。スクールバスまでの送り出しができず数年間の教育ネグレクト。学校を通して家庭センターより相談支援に連絡。子育て支援課と相談しながら短期入所、居宅介護を調整するもキャンセルが続き利用に至っていない。

事例1-2 養護者による虐待 知的障害 脆弱世帯

「暴力・暴言」「ネグレクト」「経済的虐待」の3種類に分類を行った。

I 暴力・暴言	
家族全体が弱く、その中でも弱い立場にある人への暴力や暴言。	
【事例1-2-1】	小学生・女性・知的障害 父(知的)、母(知的)、本人、妹(ボーダー)の4人世帯。一番能力的に低い本人へ母と妹が暴言・暴力。手足につねった跡、足首に痣。家が近づくと吐くなど本人の不安定さが目立つ。児相と市が関わっている案件。
【事例1-2-2】	10代・女性・知的障害 5人きょうだいの長女、一人親世帯。就労継続支援に通所中。両親は離別。生保世帯。母は時折パート、次女不登校、長男施設入所、三女・次男不登校傾向。母が精神的に不安定になると(彼氏に会えないなど)本人を殴る、叩く。工賃を母に取られる。洋服が買えない。通所先から市へ通報し、GHへの入居につながる。
【事例1-2-3】	10代・女性・知的障害 父(60代)、兄(20代)とも定職なし。児童養護施設を出た後、本人の貯金を狙って父が自宅引取りを希望。父と兄から暴行、青痣あり、虐待防止センターに通報したうえで記録や見守りを継続していたところ、兄にレンチで殴られ、一時保護。ケアホームにつなげる。
【事例1-2-4】	20代・女性・知的障害 母との2人暮らし。母も軽い知的障害あり。本人にこだわり行動あり、窓やカーテンを閉め切る、家じゅうに物を広げる、本人のこだわりの物(ペットボトル飲料など)を際限なく買うなどから母のストレス大きい。身体全体に殴打のあざを生活介護事業所が確認。ショートステイ、ガイドヘルパーなどサービスを追加する形で支援。
II ネグレクト	
養護者も含めて家族全体が弱く、結果としてネグレクトになるケース。	
【事例1-2-5】	10代・男性・知的障害 母、姉2人(長女は特別支援学校)、兄2人、本人、弟の6人世帯。家族全体の生活リズムが不安定、食事はお菓子ですませ、入浴や更衣をほとんどしていない。支援学校から関係機関へ相談あり。児相、保健所、市町村を交えてケース会議をして支援継続中。
【事例1-2-6】	幼児・男性・知的障害 母、本人、姉の3人世帯。自宅内にゴミが散乱、足の踏み場がない。本人は保育所に通えていない。児相や市町村等を交えて対応、ヘルパーを入れるとともに、母は療育手帳取得して就労Bにつながる。要保護児童対策地域協議会で継続して支援中。
【事例1-2-7】	50代・女性・知的障害 子と同居。別棟に母、実妹が住んでいる。屋根が落ちており、室内で傘をさして生活。市の関係部局が連携、相談支援は本人の相談先として入る。子どもへの支援が児相を通じて入り児童養護施設へ。本人はGH+就労B型、成年後見制度利用。

【事例1-2-8】	20代・男性・知的障害・身体障害 父母と同居。母も知的障害が疑われる。入浴、排泄、食事など介助を母ができず結果的にネグレクト状態。サービスを入れることを父が拒否。通報済だが市は父と話し合うしかないというスタンス。
【事例1-2-9】	50代・男性・知的障害・身体障害 姉家族・姉孫と同居する8人世帯。姉がキーパーソンだが食事がインスタントラーメンとコーラで入浴や更衣ができていない。通報するが明らかな虐待とは確認できず。支援経過で本人ががんに罹り、現在入院中。
【事例1-2-10】	50代・女性・知的障害 母(80代・認知症)と同居。母が交通事故に遭い、加害者が民生委員に連絡したことで民生委員と包括職員が訪問。餓死寸前の本人が発見される。虐待対応案件としてSS中。
Ⅲ 経済的虐待	
脆弱な世帯での経済的虐待。	
【事例1-2-11】	20代・女性・知的障害 両親、祖父、姉妹4人の7人世帯。同居の両親が知的障害のある姉妹の給料や年金をせびる。会社や社協に両親が金銭を取りに行き、出さないと大声で騒ぐ。猫が20匹近くいる。父は自己破産経験あり。法テラスが入り父の負債整理を行う。虐待防止センター設置後、弁護士が金銭搾取として通報。関係者と継続して支援中。
【事例1-2-12】	40代・女性・知的障害 一般就労。同居の次女夫婦が金銭的搾取。通報した。離職に伴い就業・生活支援センターの支援が切れたため現状不明。
【事例1-2-13】	20代・女性・知的障害 祖父、母(知的)と同居。祖父が母と本人の障害年金と就労収入を使っており小遣いを与えない。通報した。経過観察中。
【事例1-2-14】	50代・男性・知的障害 弟(会社員)と同居。本人の年金と工賃を弟が管理しており弟の借金の返済にあてたり生活費に使っている。本人の健康保険料支払いが滞る、食事を取っていない、入浴していない、施設の旅行に行けない等。訪問調査をきっかけに弟から相談。扶養に入れる、福祉医療に切り替えるなど支援。日中を預かる時間が長い事業所に移るよう計画。もともと市が関わっていたケースだったため通報はせず。
【事例1-2-15】	10代・男性・知的障害 母、母の再婚相手、祖父は別居。母は病気。母の再婚相手から「母の治療費が必要だからお金を貸せ、生活が厳しい、何とかできないか」と頻りに連絡がある。過去に身体的虐待を受けたことがあり、母もDVに遭っていることから恐れ存在。市とケース会議を開き、通報した。現状確認を継続中。

事例1-3 養護者による虐待 身体障害

虐待者と被虐待者の関係別に「子どもによる虐待」「配偶者による虐待」「親による虐待」「きょうだいによる虐待」に類型化したものと、「児童相談所のケース」に分類を行った。

I 子どもによる虐待	
子ども、主に息子からの虐待。高齢者虐待で多くある息子による虐待に近いイメージがある。	
【事例1-3-1】	60代・女性・身体障害 心療内科への受診歴のある次男により、暴言、暴力がある。本人が利用するヘルパーより報告あり。虐待防止センターへ報告。1か月後、再び暴力があり、短期入所を利用中。次男は統合失調症の診断が出ているが、通院を拒否し、自分探しの旅に出ている。
【事例1-3-2】	50代・女性・身体障害 ヘルパーが本人のあごにあざを発見。夫に確認したところ息子が殴ったとの話があり、通報。夫と面談し、虐待が日常的に行われていないことを確認。市、虐待防止センターが協議し、訪問介護を利用していることから、緊急的な介入の必要性はないと判断。現在、訪問介護事業所と見守りを継続中。
II 配偶者による虐待	
途中で障害を負った場合、配偶者に介護の負担が重くのしかかり、結果として虐待に至ってしまう。サービスの利用で多少は緩和されるものではあるが、限界がある。	
【事例1-3-3】	60代・女性・身体障害 約30年間、内縁の夫と同居していたが、脳出血により左麻痺になる。ヘルパー、生活介護を利用し在宅生活を送るが、夫は自分がこんながんばっているのに、本人は良くならないといった思いから、つねる、ひっかく、怒鳴るなどがある。夫より生活介護事業所へ「殴ってしまった」という話あり、生活介護→相談支援→市へ。緊急性はないと判断し、様子観察中。今後、介護保険へ移行予定。
【事例1-3-4】	年齢不詳・男性・身体障害・高次脳機能障害 本人は車椅子で生活しており、こだわり強く、時間やその場の状況に関係なく、主張する。日中はヘルパーや短期入所を利用していたが、日中仕事をし、夜0時頃までコンビニでバイトしている妻はイライラが募り、身体的虐待に至る。ヘルパー、短期入所先により発覚。その後、サービス利用量を増やすが、妻の父親も倒れ、2人の介護をすることになり、夫の首に手をかけてしまう。本人、家族の意向を確認し、現在はロングショートで、入所待機中。市は虐待ケースにならないとの事であった。
【事例1-3-5】	40代・女性・身体障害 夫、義母からの身体的虐待、暴言あり。夫、子ども2人、義父母と生活していたが、身体に大きなあざが発見されたので、グループホームへ入所した。しかし、無理矢理自宅に戻され、現在はデイケア1日、日中一時支援を2日利用。市町村、包括、事業所、相談支援と連携をしながら取り組んでいるが、障害者に対する蔑みは根深い。嫁が途中で障害を持ち、育児・家事の負担を全て負った義母に対して、話を積極的に聞くなどしている。

Ⅲ 親による虐待	
親から子への虐待。先天、中途はあまり関係なし。	
【事例1-3-6】	30代・女性・身体障害 本人はベッド上で寝たきり状態での生活だが、排泄や身体面、食事の世話を母親がしていない。支援に入っていたヘルパーより町役場へ情報提供後、相談支援事業所も対応。
【事例1-3-7】	20代・女性・身体障害 本人は障害者雇用としての求職活動をしていたが、身体の不調を理由に一旦休止した。その後、経済的虐待、暴言を母親から受けているとメールで本人から訴えあり。年金はパチンコ等に使われていた。相談支援事業所を通して、虐待防止センターへ通報。
Ⅳ きょうだいによる虐待	
親が高齢となり、親の力が弱ってきたことをきっかけに起こっている虐待。	
【事例1-3-8】	40代・男性・身体障害 母 80代で介護保険利用。次兄にアルコール依存症の疑いがあり、飲酒しては母、本人へ暴言、暴力を振るっていた。母のヘルパーの支援依頼から手帳等級変更、年金取得。その後、右腕を骨折した理由から、発覚。虐待防止センターへ通報、コア会議開催。次兄へ医療面のアプローチ、危険な時は本人に電話してもらうことにする。次兄の死亡により終結。
【事例1-3-9】	60代・男性・身体障害 同じ敷地内に主家があり、そこに義父、母、妹家族、義弟が住んでおり、本人はトイレ、フロのないプレハブで過ごしている。食事が3食とれない、経済的虐待の疑いあり、夏場の暑さでプレハブにいられないため、短期入所をすすめると、義弟が拒否。本人が希望する1人暮らしについても義弟が拒否。相談員、区役所担当ワーカー、義弟と面談。短期入所を認めさせ、その間に保証人の必要ないアパートを探し、現在、後見人も付き、1人暮らし。担当ワーカーへ相談したが、通報はしていない。
Ⅴ 被虐待者への福祉的な支援が主体の児童虐待(児相ケース)	
被虐待者への支援は児童相談所等であるが、虐待者である養護者への福祉的な支援が重視された事例。虐待防止センターに通報されたケースもある。	
【事例1-3-10】	乳児・男性・身体障害 生後2か月より両親間の争いに本児が巻き込まれ、見守っていた。2歳になるまではリハビリや発達の評価を相談支援事業所が併設するセンターの診療所で実施。2歳になる前に、通園の場所として児童発達支援センターを利用開始しようとしたところ、本児が母と父方祖母の争いに巻き込まれる。緊急のケース会議で、児相に一時保護、措置入所。9月に在宅復帰となり、療育施設、短期入所利用について関わりを継続中。
【事例1-3-11】	乳児・女性・身体障害 出生後発育不良のため、母が対応できず、乳児院措置。その後、児童養護施設へ。就学前に自宅へ戻るが虐待が再発。この頃から視力が下がり、盲学校高等部へ入学後、本人が担任に虐待を告白。平日は盲学校寄宿、週末は里親宅に帰省している。本児 19歳のころに 20歳以降里親委託が終了になるため、児相より相談あり関係者会議を開く。生活の拠点をGHに置くことその他、実母との関わり等について検討。

事例1-4 養護者による虐待 精神障害

虐待者を「親」「配偶者」「子ども」「きょうだい」「その他」に類型化したものと、「本人の精神症状や行動による」「家族性」の7種類に分類を行った。

I 親による虐待	
親からの虐待。親と金銭をめぐりトラブル。	
【事例1-4-1】	30代・女性・精神障害 母親との間で金銭トラブルから身体的虐待。公衆の面前で顔を打たれた。市へは報告したが通報はしていない。
【事例1-4-2】	30代・女性・精神障害 父と同居、貧困世帯。父は本人を養育するものと思っており、本人の障害年金を管理。小遣いを全く渡していない。就労Bから区に相談。区は虐待として対応しない方針。区と相談支援が関わり世帯分離を進めているところ。
II 配偶者による虐待	
夫からの身体的虐待。	
【事例1-4-3】	50代・女性・精神障害 夫が「あかんと思っいてもつい手がでてしまうわ」と話しているところを義母担当のケアマネが耳にする。関係機関で調整し、本人へサービス(精神科デイサービスセンターと福祉サービス)を入れるように検討中。
III 子どもによる虐待	
脆弱な世帯でのネグレクト、身体的虐待、経済的虐待。	
【事例1-4-4】	60代・女性・精神障害 30代の息子夫婦(精神疾患あり・1歳の子は養育困難のため乳児院)と同居。収入は息子の勤労収入と息子の障害年金。息子の妻に浪費癖あり、生活費に事欠く状態、本人名義の家を息子が売却しようとする。本人は食事が十分にとれずヘルパー事業所から相談支援へつながる。
【事例1-4-5】	80代・女性・精神障害 別居の息子夫婦(子どもが10数人あり)が本人の年金の管理をしているが十分な生活費を渡さず、息子の妻は食事を運ぶと言っているが運んだことがない。歩行ふらつき起き上がれないところを月1回通っていた地域生活支援センターが発見。依然として息子は支援を拒否していたが「虐待のケースとして疑われる」という市の発言を聞き高齢施設入所を同意。
【事例1-4-6】	50代・女性・精神障害 娘と亡夫の妹と本人の3人世帯。娘は転職を繰り返しており母である本人に無心。家事などを娘のいうとおりにしないと暴言や暴力(殴られる)。顔に大きな痣ができていることを地活I型・相談支援に来所の際に発見、通報。ヘルパー、金銭管理、訪問看護などサービスを調整。

IV きょうだいによる虐待	
きょうだいから。同居では身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待。別居では経済的虐待が多い。	
【事例1-4-7】	50代・男性・精神障害 家庭内において義兄から日常的に暴力、坊主にされる、年金を使われる。本人が警察や虐待防止センターに逃げ込んで相談開始。緊急ショートステイ→生活保護+ケアホーム+就労移行支援を利用。
【事例1-4-8】	50代・男性・精神障害・発達障害 同居弟が食事を食べさせておらず、極端な体重減少(51 kg→43 kg)。顔面に痣、日常的に怒られて叩かれる。受診したクリニックの面談で発見され通報、生活保護+施設入所へ。
【事例1-4-9】	50代・男性・精神障害 別居のきょうだいが本人宅に行き、本人口座から勝手に現金を引き出す。自立支援協に事例を出し検討した結果、虐待として通報することに。
【事例1-4-10】	40代・女性・精神障害 別居の姉が本人の年金等の通帳管理をしており生活費を渡さず、姉が自己破産しているため本人名義のクレジットカードを作らせて所持管理をしている。本人からの申し出で発覚。虐待とは確定できなかったが引き続き状況を把握している。
V その他による虐待	
祖母からの身体的虐待、妹の内縁の夫(別居)からの経済的虐待・心理的虐待	
【事例1-4-11】	20代・女性・精神障害 同居の祖母から言葉の暴力。一般就労していたが10か月で解雇、自宅にすることが気に入らず祖母が毎日のように怒鳴る。近隣からの通報。対応は不明。
【事例1-4-12】	60代・男性・精神障害 母、妹とその内縁の夫、本人が、長屋の公営住宅の並びに住んでいる。本人と母の生活保護費や年金を管理、暴言、使い走りをさせる、頭を丸めさせる。Drに相談後、警察と市役所に相談して分離の方向へ。
VI 本人の精神症状や行動による虐待	
本人の精神症状や行動が要因となって起きる虐待。本人へのアプローチが優先。治療反応性が少ない・ない場合に家族へアプローチ。	
【事例1-4-13】	20代・男性・精神障害 本人は日課など守れず、マイペースさが目立つ、発想が幼い面があり、父はストレスを感じている様子。父が一方向的に1日に何回も本人を罵り、罵声を浴びせ、本人はストレスで壁などを叩く。その行動により父の罵声がエスカレート。母が本人の通所先に相談して発覚、祖母が虐待防止センターに通報。市は親による受容を促す方針で、一時的に暴言が緩和するもその後激化。本人と母が避難する形でアパートへ移る。
【事例1-4-14】	60代・女性・精神障害 本人は服薬中断するといろいろなことが気になり、家族への干渉がひどくなるため、夫と、同居の孫の2人が本人と喧嘩になって殴る。通報し、会議が開かれた。服薬のための訪問

	看護継続、ヘルパー回数を増やし、訪問での見守りを継続中。
【事例1-4-15】	40代・女性・精神障害・発達障害 本人から相談支援に「父が暴力をふるう」「家に入れていた障害年金を返済してほしい」。本人は音に敏感で、親の行動や言動に対してあれこれ言い親子げんかとなっている。虐待防止センターに相談したところ、家庭内トラブルであれば普段の関わりの中で判断して虐待であれば報告するよとの回答。継続して不定期の面談で様子を見ている。今のところ通報はしていない。
VII 家族性の虐待	
家族の精神疾患等や家族の無理解が要因の虐待。	
【事例1-4-16】	20代・女性・精神障害 父から本人への性的虐待、身体的虐待。顔を近づける、大腿部を服の上から触られる、「胸の形がいいね、何入ってるの？」等、母の前でも行動がある。暴言・暴力もあり。虐待防止センターに通報するが命の危険に直結する緊急ケースではないと判断され、相談支援が定期面談を継続中。父は母へのDVもある。
【事例1-4-17】	40代・男性・精神障害 本人、母、姉、姉の子ども(非行や暴力あり)と4人暮らし。姉の子どもから首を絞められたことがある。階段から足を滑らせ意識不明になり2日後に姉が救急通報。尾てい骨付近に褥瘡あり、低栄養＋不衛生な環境が原因と推測され、精神科Drより相談支援(虐待防止センター委託)に連絡。世帯分離しGHへ移行したものの、本人の希望で自宅へ戻る。家族にケアの力、病状・体調を見極める力がなく、誤嚥でぐったりしたことをきっかけに姉が相談支援にSOS。現在精神科入院中。
【事例1-4-18】	40代・女性・精神障害 両親と姉、姉の内縁の夫と同居。姉からの障害理解が乏しく、本人の病状に対する苦言、身体の一部をつねる、ぶつ等。痣や極端な他者へのおびえが見られたことからクリニックスタッフが区と相談、任意入院とする。姉は支援者からの接触を拒否。退院後は家族のもとに戻り、虐待防止センター、相談支援、クリニックで見守りを継続中。
【事例1-4-19】	50代・女性・精神障害(てんかん) 難病で全介助の夫、引きこもりの20代長男、精神障害で学生の二男と同居。次男が欲しいぜいたく品を買ってもらえずイライラが募り本人を殴打、肋骨骨折。本人が家の外へ避難し警察に通報。次男は医療保護入院に。入院中に虐待防止センターに相談、養護者虐待とはいえないが危険性の高いケースとして支援開始。次男退院後は次男へのデイケア利用、保健所との面談、相談員との面談を実施中。

事例1-5 養護者による虐待 発達障害

虐待要因の主が「養育上の問題」となっている。

I 養育上の問題	
家族側に養育上の問題がある。	
【事例1-5-1】	幼児・女性・発達障害 両親、本人、弟の4人世帯。本人の行動を母が理解できず母からの身体的・心理的虐待。他の子ができることができない、夜中まで起きて「～してほしい」と母に要求、要求を叶えたのに他のことに興味を示すことから母が本人を怒って叩く。本人の訴えを母が足で払って拒否。保健師と子ども家庭センターが関わり支援中。
【事例1-5-2】	小学生・男性・発達障害 母、兄、本人の一人親世帯。母が感情的にきょうだいを激しく怒る、叩く、食事をつくらない（「見せしめです」）。計画相談のため自宅訪問したことがきっかけとなり発覚。放課後デイと情報を共有。支援の過程で「叩き始めると自分が抑えられない」との発言があったことから学校と保健師に通報、児相が入り虐待認定。
【事例1-5-3】	小学生・男性・発達障害 両親と本人の3人世帯。家庭内の緊張が高く、本人は担任教師への依存が高い。父と車で外出した際にコンビニに本人を置き去りにし、本人が自力で学校にたどり着いたことから発覚。児相も関わり見守りをすすめている。
【事例1-5-4】	10代・男性・発達障害 両親、本人の3人世帯。現在中3。小3から不登校。特別支援教育コーディネーターとスクールカウンセラーがアプローチしており、相談支援事業所も卒業後を見越して支援会議に呼ばれている。家庭訪問を父が拒否、本人にアプローチできていない。市町村や児相の関わりを提案するが学校主導のためなかなか進まない。

事例2 施設等の虐待

事業の種類で「施設入所」「GH」「訓練等給付」に類型化したものと、「法人の悪意」に分類を行った。

I 施設入所の虐待	
<p>支援員ならびに管理者からの虐待。利用者に対する支援方法や支援技術の未熟な職員(グループ)の存在と、組織上の人間関係が重なり、結果的に虐待が起きる場合も多い。支援員にとっては、充足感のない職場となり、ワークモチベーションの低下が顕著。</p>	
【リスク】	職員体制が少ない時間帯に自分の居室以外の部屋に入ってしまう利用者間のトラブルが多く、居室に施錠してデイルームに集めている状態。このような時間が多い。
【リスク】	強度行動障害のある人の居室を一人部屋とし、施錠し、排泄については紙パンツ対応を行っている時間が多い。
II GH(CH)の虐待	
<p>一人の世話人と障害のある人との生活の継続から生まれ密室的な虐待・犯罪。多くは、日中活動で別事業所等を利用するため、そこで発見・発覚できる可能性が高い。</p>	
【事例2-1】	<p>20代・女性・知的障害</p> <p>比較的高齢の男性の世話人から、言う事を聞かないという理由で、叩く・つねる等が頻繁にあった。日中一時支援の事業所で痣を見つけ発覚。事業所から虐待防止センターに通報。</p>
【事例2-2】	<p>20代・知的障害・女性</p> <p>世話人から継続的に性交を迫られる。日中活動の事業所で支援員に本人が相談し発覚。相談を受けた事業所から虐待防止センターに通報。200万円以示談。</p>
III 訓練等給付事業所の虐待	
<p>就労訓練や自立・機能訓練の指導のエスカレート、あるいは福祉サービスの基本知識不足が原因で生じる虐待。重度の障害のある人の対応と比較すると、アセスメントや支援技術の不足をある程度想定したにしても、許容できない行為。管理者レベルの虐待が多い。</p>	
【事例2-3】	<p>20代・男性・知的障害</p> <p>作業中にサボっているため、気合を入れるために足を何度も蹴る。施設の内部告発で虐待防止センターに通報。</p>
【事例2-4】	<p>20代・男性・知的障害</p> <p>施設長から暴言が頻繁。プロレス技をかけられることも。他の利用者に指示して、殴る・蹴るといった暴行を受ける。通報の経過は不明で、相談支援事業所は虐待防止センターから介入の相談を受け、新たな通所先を見つけ引き継ぐ仕事を行う。</p>
【事例2-5】	<p>40代・女性・精神障害</p> <p>事業所を運営している理事長からのセクハラ。親しげに肩に手を回されたことがあり、「セクハラ」と本人が注意した。しかし、次の日にも同様な行為を行いながら「これはセクハラじゃないよな」と言われる。本人から虐待防止センターに相談し、虐待にあたるかどうか確認した。対応に関しては、本人が通報したことを事業所に知られては困るとの強い訴えもあり。</p>

【事例2-6】	<p>60代・女性・知的障害・身体障害</p> <p>長年付き合っているヘルパーが、自宅近辺での歩行訓練を行っている。その際、うまく出来ないと腕をつねる。生活介護事業所のPTが痣を発見し発覚。市に報告し、市の指示で後日病院への通院・診断書を書いてもらう。（厳密には訓練等給付事業ではないが）</p>
IV 法人の悪意	
<p>障害福祉サービス事業所を運営する法人が、意図的に経済的搾取等を行っている。最初から、騙す計画をもち実行していると思われる。</p>	
【事例2-7】	<p>30代・精神障害・女性</p> <p>就労継続A型事業所で賃金が定期的に支払われない。毎月、家族が電話で請求して支払ってもらっている。労働時間も不定期で、「仕事ができないから」という理由で同法人運営の就労継続B型への移行を勧められている。家族が相談支援事業所に相談を行い、その後虐待防止センターに通報。</p>
【事例2-8】	<p>30代・知的障害・男性</p> <p>就労継続A型事業所における賃金の未払い。事業所は閉鎖され、最終的に倒産理由（未払賃金立替払制度）で本人には賃金が入る。家族から市・県に相談が持ち込まれた事例。</p>
【事例2-9】	<p>20代・知的障害・女性</p> <p>高齢者のグループホームを運営している法人から、住み込みでヘルパーの求人があり仕事に就いた。ところが、その法人が運営するケアホームならびに就労移行支援事業の利用料請求が来る（ケアホーム家賃含む）。利用契約は交わしていない。相談支援事業所の相談経由で虐待防止センターに通報。</p>

事例3 使用者の虐待

虐待の類型として、「経済的虐待」と「身体的・心理的虐待」に分け、さらにあらゆる虐待が詰まっている「総合的な虐待」に分類を行った。

I 経済的虐待	
使用者からの給与の未払いや支払いに関する不透明さ。	
【事例3-1】	50代・男性・知的障害 単身生活で社協の日常生活自立支援事業で通帳管理を行ったところ、雇用されている会社の給与の入金が遅れや未払いが続いていることが発覚。就業・生活支援センターから、給与の支払いの督促を行っても支払われないことが多い(過去に遡ると250万円程度の未払金になる見込み)。就業・生活支援センターから虐待防止センターに通報、同時に労基署相談と指導が入る。会社に未払の支払い能力があるかどうか疑問。
【事例3-2】	40代・男性・知的障害 現在個人経営の飲食店で努めるが、休暇は週1日で月1度 5,000 円の小遣いが支払われるのみで、相談支援事業所からの問い合わせにも明確な回答なし。虐待者、被虐待者ともに相談支援事業所等に関わることに拒否的であったが、本人の借家がゴミ屋敷状態であることから支援が入れるようになった。使用者も、本人の勤務態度で困っていることもあったようで相談に入ったら現状発覚。市の担当者に報告。
II 身体的・心理的虐待	
職場における上司からの身体的・心理的な虐待。同僚からのいじめに対する上司の無理解・無配慮のネグレクトについて。	
【事例3-3】	20代・男性・知的障害 仕事のミスを理由に、グループリーダーからバックヤードに呼び出され、腕をつねられる、ラップの芯でお腹を叩かれることが度々あった。一見、確認しづらいところに痣ができていた。保護者から就労支援事業所に相談があり発覚。事業所と会社の更に上司と何度か面談を行い、事態は収集している。通報していない(保護者からの希望とのこと)。
【事例3-4】	20代・男性・知的障害 グループリーダーから作業が遅い、ミスが多い等ときつく指摘され、暴言、蹴飛ばされる。同じ会社にいる別の障害者のフォローアップ時に事態が発覚。就業・生活支援センターとしては、会社に対して、グループリーダーと人事部長と面談で再発防止の確約。本人には嫌なことがあったら相談するように促し、市の虐待防止センターに通報。→居住地の防止センターか、勤務地の防止センターか迷った。
【事例3-5】	20代・男性・知的障害 パン工房で就労中。同じ職場で働いている同僚から、「何回言ったらわかるの」「今日は帰れないよ」「みんな迷惑している」等怒鳴りつけられ、本人がパニックを起こし作業所を飛び出すと、連れ戻され、パン成形用の棒で叩かれている。初期の定着支援(就労移行支援事業)では、職場に入れたが(当時は問題がなかった)、衛生管理等の理由(ブドウ球菌検

査)から部外者の作業場面への立ち入りが禁止され、その後のナカポツの定期面談時に問題を把握。本人のパニック等、マッチングが不十分なため起きている可能性も高く、支援会議を何度かもつが、本人は退職拒否。会社に対応を相談し、結局、虐待者の異動→自己都合退社となった(虐待発見から2ヶ月)。今は安定して働いている様子。就業・生活支援センターから虐待防止センターへの通報なし。

Ⅲ 総合的な虐待

住み込みの就労形態が中心。あらゆる虐待の要素が含まれており、非常に劣悪な環境に長期間働かされている虐待事例。

【事例3-6】

50代・男性・知的障害

30年間住み込みで働いていた。その間、決まった給与はなく小遣いをもらって生活をしてきた。休日は、月に1日。5年ほど前に、障害基礎年金申請も使用者が行い、通帳の管理もしていた。そして、使用者が経営するアパートで生活することとなる。家賃と生活費は障害基礎年金でまかなっていたとのこと。使用者は、酒を飲むと暴力をふるう。本人が児童相談所に相談に出かけ発覚。児相から虐待防止センターに連絡される。現在は、ケアホームに入居している。虐待の発見までは、市の手帳台帳にのっている程度の把握ケース。

【事例3-7】

40代・男性・発達障害

零細企業において住み込みで就労。居住の場所は、職場の隣の建物で月2.5万円の家賃。1人にしておくと反社会的な行為等(例:女性の下着の窃盗、ゴミを川に流す)が見られるとの理由で、休日なしで労働。賃金は歩合制で、生活保護の受給により給与を減額されていた。作業への取り組み姿勢が悪い、反社会的行為を反省させる等の理由で、バリカンで丸刈りにする、小突く等の体罰もあった。使用者から、助成金に関しての相談があり実態が発覚。使用者に対しては障害者虐待防止法の内容を説明、本人には病院の受診・手帳の取得・日中一時やショートステイ利用等の対応を行った。本人が一時金を持って逃亡したことで、退職。その後、他県で発見後は、ショートステイ利用をしながらGH入居へ向け支援。→使用者の悪意のない虐待を早期段階で通報するか躊躇するとの問題提起あり。

【事例3-8】

20代・男性・発達障害

自宅で両親等と生活しており、5人の従業員がいる寿司屋(チェーン店)で就労。就業中、「死ね(100円ショップで首吊り用の紐を買ってくるよう強要)」「殺す」「息すんな」等の暴言と同時に、包丁を突きつけられる。また、受給している年金を恐喝されることもあった。虐待の実態は把握できていない段階で、店長・同僚の言葉遣いの荒さが心配になり定期訪問をおこなったが、言葉遣いを指摘してからは、アポイントメントをとると店長が留守であったり、会話拒否される。その後しばらくたってから本人の相談、さらに体調を崩す(就業・生活支援センターから出勤停止指示)等で虐待防止センター・労働局に通報。本人は、「自宅に火をつける」と脅されているため相談できなかったとのこと。労働局から刑事事件とのことで、警察に連絡。会社は、虐待の実態を認め、謝罪や保証を行う。5人の従業員は異動。全国の店舗で調査し、各圏域の就業・生活支援センターの助言を依頼するよう会社全体で取り組んでいる。

事例4 遠い親戚による虐待

遠い親戚としているが、被虐待者の義弟や母親の交際相手などが虐待者としてあげられた。虐待の種類で「経済的虐待」「性的虐待」に類型化した。

I 経済的虐待	
本人との関係は薄い親戚からの虐待。虐待者と被虐待者は同居していない。	
【事例4-1】	40代・男性・知的障害 他県の親族から金銭の要求を受け、多額のお金を渡している事が分かり、相談支援事業所が通報。本人はおかしいと思いながら、お金を渡していた。田舎へ帰る時にお金を渡していることから、田舎へ行く際は多額のお金を持たないようにした。
【事例4-2】	70代・男性・知的障害 A市の支給決定を受け、B市にある入所施設で生活していたが、妹の夫から本人の貯金を貸して欲しいと相談あり。施設側が拒否すると、脅迫的な言動があったため、虐待防止センターへ通報。妹夫婦からは明日施設の契約を解除し自宅に引き取ると言われる。この場合、どの時点で虐待と判断するのか、措置に切り替える場合、どこが措置をするのか県に確認したが、回答なし。妹夫婦と交渉の結果、措置に切り替えずに本人も財産も守ることができた。
II 性的虐待	
被虐待者本人と虐待者は同居しておらず、虐待者と本人との関係性は薄い。虐待者と被虐待者の母親との関係性が強い場合が多い。	
【事例4-3】	10代・女性・知的障害・身体障害 母の交際相手が体を触ったと本人から通院先や学校に対して訴えがある。児相で事実確認後、本人は一時保護。母と児相で何度か話し合い、自宅へ戻ることになる。
【事例4-4】	30代・女性・知的障害 母の知人男性がしばしば家に来て、母の手伝い(通院・買い物等)をしているが、その男性に性的ないやがらせを受けていると、通所先の事業所へ訴えがあり発覚。事業所が虐待防止センター通報。本人の了解をとり、短期入所の利用。虐待防止ネットワーク会議を開催し、警察から男性へ注意喚起してもらう。翌日、行政、保健師、相談、通所事業所が集まり、今後の方向性や役割について話し合う。現在は訴えた内容のことはなくなっている。

事例5 第三者による虐待

虐待者が家族や親戚(養護者)、事業所や使用者(従業者)以外の者による虐待(第三者からの虐待)。

【事例5-1】 30代・男性・知的障害

既婚者の女性から結婚を餌に結婚資金として給与を取り上げられていた。小遣いとして少額のお金のみ本人に渡されていた。雇用先の事業主から就業・生活支援センターへ連絡。人権センター、法テラス等に相談し、一部返金。全額返済は相手が既婚者であり、夫権侵害で困難という弁護士の判断のもと、断念。センターでは当初、虐待と判断せず、通報せず。その後の話し合いで、虐待だったのではと話になっている。

【事例5-2】 40代・女性・精神障害

同居していた息子の友人が性的関係の強要、言うことを聞かないと殴る等の暴力があった。本人の知人より相談支援へ相談。本人は自身で知人宅へ避難していたため、虐待防止センターのショートステイを利用。市町村、虐待防止センター、警察と相談後、本人は一人暮らしへ。

【事例5-3】 10代・女性・身体障害・知的障害

腕や臀部から太ももにかけて痣がみられた。同居している姉が痣を発見し、誰にやられたのかを本人に聞くとマッサージ師からの虐待であることが発覚する。姉から相談支援へ相談。市の虐待防止センターへ通報したが、「知人という立場の人間からの虐待である」という理由で障害者虐待防止法の範疇では対応できないという返答であった。現在は市と共に相談対応を行っている。母親はマッサージ師を先生と呼び、陶醉しているため、虐待再発の場合は一時保護も視野に入れている。

障害者虐待防止の構造について

障害者虐待防止の構造について

分担研究者 大塚 晃¹⁾

1) 上智大学総合人間科学部

【研究要旨】

障害者虐待防止については、予防—介入—事後対応（アフターフォロー）という構造になる。これは時系列的な対応であり、支援の一連の流れ（プロセス）でもある。養護者による虐待への対応を考えると、相談援助という一貫した支援、すなわちソーシャルワークの必要性が見えてくる。一方、施設従事者等による虐待への対応としては、運営管理の必要性があげられる。この運営管理には、施設内外の運営に関するものとそれに関与する地方自治体行政の運営管理が含まれる。施設内外の運営管理には、施設内の支援の運営管理、人材の管理、リスク管理や法人組織としての全体の運営管理も重要な課題である。地方自治体行政の運営管理には、法人認可や指導への都道府県の関与、実施主体の責任者としての市区町村の関与が存する。特に、施設従事者等の虐待防止を考えていくときの大きな課題は、障害者のサービス提供の実施主体が市区町村であるのに対して、社会福祉法人等の認可や指導監査の権限が都道府県に置かれている点である。そこには断絶が生じやすい構造がある故に、普段からの緊密な情報交換と連携が必要である。

A. 研究目的

平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行されてから、1 年半が経過した。平成 25 年 11 月の厚生労働省による「平成 24 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」（以下、厚労省調査）によれば、全国の養護者による障害者虐待の市区町村等への相談・通報件数は 3,260 件、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は 939 件、使用者による障害者虐待の相談・通報件数は 303 件となっている。このような状況の中、障害者虐待の防止について行政の立場から考えてみたい。

B. 研究方法

今回の研究班では相談支援事業所（一般相談）、障害者就業・生活支援センターに対して往復はがきによる調査（調査 1）と事例調査（調査 2）が実施された（志賀らの報告参照）。その 2 つの調査結果と平成 24 年度に厚生労働省が全国 1,742 市区町村及び 47 都道府県を対象に行った厚労省調査をもとに考察を加える。

C. 結果と考察

1. 障害者虐待防止の構造について

障害者虐待防止については、防止という観点が極めて重要である。それを構造的に理解すれば、予防—介入—事後対応（アフターフォロー）という構造となろう。これは、時系列的な対応であり、支援の一連の流れ（プロセス）でもある。

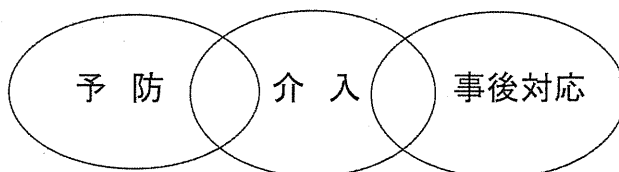


図 1 虐待防止及び対応の構図

2. 養護者による障害者虐待について

養護者による虐待への対応における予防—介入—事後対応を考えると、そこには相談援助という一貫した支援、すなわちソーシャルワークの必要性が見えてくる。ソーシャルワークは、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していくことを目的に、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相

互に影響し合う接点に介入するものである。その使命は、すべての人びとが、彼らのもつ可能性を十分に発展させ、その生活を豊かなものにし、かつ、機能不全を防ぐことができるようにすることである。このような社会福祉援助技術が、虐待支援の一連のプロセス、すなわち予防—介入—事後対応に活かされることが重要である。そのためには、科学的方法や関わる人の専門性を確立していくことが必要である。市区町村の障害者虐待防止センターや都道府県の障害者権利擁護センターなどには、資格のあるソーシャルワーカーが配置され、個々の事例に即した適切なソーシャルワークが行われつつある。行政の役割として、そのような現場におけるソーシャルワークが可能となるような仕組みづくりが重要になってきている。

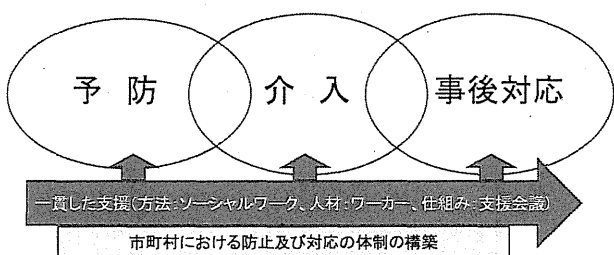


図2 養護者による虐待の虐待防止及び対応

3. 施設従事者等による障害者虐待

施設従事者等の虐待への対応には、予防—介入—事後対応プロセスにおける一貫した運営管理の必要性を挙げたい。この運営管理には、施設内外の運営に関するものとそれに関与する地方自治体行政の運営管理が含まれるものである。施設内外の運営管理には、施設内の支援の運営管理、人材の管理、リスク管理や法人組織としての全体の運営管理も重要な課題である。また、事業所団体などによる、団体の使命の確認やサービスの質の向上の観点からの運営管理も含まれる。

地方自治体行政の運営管理には、法人認可や指導への都道府県の関与、実施主体の責任者としての市区町村の関与がある。特に、施設従事者等の虐待防止を考えていくときの大きな課題は、障害者のサービス提供の実施主体が市区町村であるのに対して、

社会福祉法人等の認可や指導監査の権限が都道府県に置かれている点である。そこには断絶が生じやすい構造がある故に、普段からの緊密な情報交換と連携が必要な所以である。また、広い意味での運営管理には、サービスの質の向上のための第三者評価の活用、苦情解決制度の仕組みや運営適性化委員会の機能の見直し、そして何よりも徹底した情報公開の仕組みが是非とも必要である。これらの総合的な運営管理の仕組みの上に、虐待防止ははじめて可能となるものである。

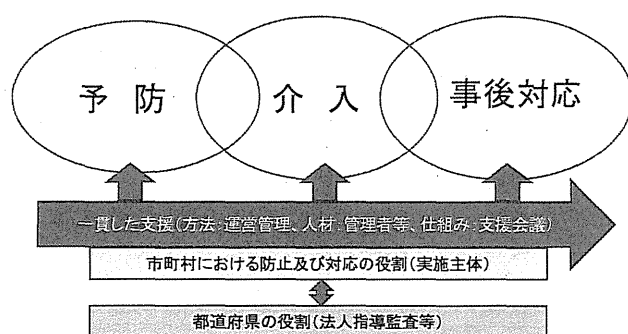


図3 施設従事者等による虐待の虐待防止及び対応

D. おわりに

虐待防止については、支援体制の整備が急務であることが指摘されている。障害児者の地域生活を支えるためには、福祉、医療、教育、労働、司法などの各分野の連携によるチームアプローチが有効である。その要となるのが相談支援であり、相談支援専門員には改めて、予防—介入—事後対応におけるソーシャルワーカーとしての専門性が求められている。

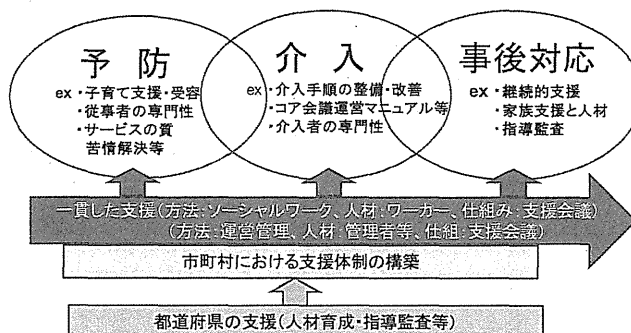


図4 虐待防止及び対応への方向性

施設従事者等の虐待防止と対応